

保育所等利用申込書類チェックリスト

《共通して提出する書類》

<input type="checkbox"/>	1	保育所等利用申込書[両面]	子ども1人につき1枚
<input type="checkbox"/>	2	給付認定申請書[両面]	子ども1人につき1枚
<input type="checkbox"/>	3	児童の状況	1枚に子ども3人まで記載可

《世帯状況により必要な書類》

<input type="checkbox"/>	4	保育の必要性を証明する書類	<p>証明書の有効期限は、発行日が入所希望日から6ヶ月以内のもの ※同一生計の方全員分が必要です。(18歳以上(高校生は除く)64歳以下の方)</p> <table border="1"> <tr> <td>就労の方</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>就労証明書 <small>※利用希望月から起算して6か月以内のものが有効です。 (例:令和6年4月申込の場合、令和5年10月1日以降の証明日が有効)</small></td> </tr> <tr> <td>自営業又は内職の方</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>就労証明書 <small>※利用希望月から起算して6か月以内のものが有効です。 (例:令和6年4月申込の場合、令和5年10月1日以降の証明日が有効)</small></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>次のいずれかの書類を提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 保育所入所確認調書 → 在住地域の民生委員に記名及び押印の依頼をしてください。 民生委員のお問い合わせ先 ○福祉総務課 0467-70-5613(直)</p> <p><input type="checkbox"/> 営業許可書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 開業届(控)の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 確定申告書(控)等の事業収入を証明できるものの写し</p> <p><input type="checkbox"/> その他自営(内職)が確認できる書類</p> </td> </tr> <tr> <td>求職活動中の場合</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ハローワーク受付票の写し又は求職活動の状況が分かる申立書</td> </tr> <tr> <td>就学の場合(通信教育は除く) ※大学生以上の方は必要です</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>どちらも提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 学生証、在学証明書又は職業訓練の受講が確認できる証明書 <input type="checkbox"/> 時間割の写しなど、就学時間がわかる書類</td> </tr> <tr> <td>妊娠又は 出産後間もない場合</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>母子健康手帳の写し(表紙及び分娩予定日または出生日が確認できるページ) 又は診断書 ※診断書には、自宅での保育が困難であり、保育所等での保育が必要な旨が記載されている必要があります。(この旨の記載がない場合、受理できません。)</td> </tr> <tr> <td>保護者の疾病、 障害の場合</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>診断書(保育のできない期間を記載)又は障害者手帳の写し ※診断書には、自宅での保育が困難であり、保育所等での保育が必要な旨が記載されている必要があります。(この旨の記載がない場合、受理できません。)</td> </tr> <tr> <td>同居又は長期入院している 親族の介護、看護</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>診断書又は障害者手帳の写し ※診断書には、自宅での保育が困難であり、保育所等での保育が必要な旨が記載されている必要があります。(この旨の記載がない場合、受理できません。)</td> </tr> <tr> <td>災害復旧の場合</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>り災証明書等事実を証明できる書類</td> </tr> </table>	就労の方	<input type="checkbox"/>	就労証明書 <small>※利用希望月から起算して6か月以内のものが有効です。 (例:令和6年4月申込の場合、令和5年10月1日以降の証明日が有効)</small>	自営業又は内職の方	<input type="checkbox"/>	就労証明書 <small>※利用希望月から起算して6か月以内のものが有効です。 (例:令和6年4月申込の場合、令和5年10月1日以降の証明日が有効)</small>	<p>次のいずれかの書類を提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 保育所入所確認調書 → 在住地域の民生委員に記名及び押印の依頼をしてください。 民生委員のお問い合わせ先 ○福祉総務課 0467-70-5613(直)</p> <p><input type="checkbox"/> 営業許可書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 開業届(控)の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 確定申告書(控)等の事業収入を証明できるものの写し</p> <p><input type="checkbox"/> その他自営(内職)が確認できる書類</p>			求職活動中の場合	<input type="checkbox"/>	ハローワーク受付票の写し又は求職活動の状況が分かる申立書	就学の場合(通信教育は除く) ※大学生以上の方は必要です	<input type="checkbox"/>	どちらも提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 学生証、在学証明書又は職業訓練の受講が確認できる証明書 <input type="checkbox"/> 時間割の写しなど、就学時間がわかる書類	妊娠又は 出産後間もない場合	<input type="checkbox"/>	母子健康手帳の写し(表紙及び分娩予定日または出生日が確認できるページ) 又は診断書 ※診断書には、自宅での保育が困難であり、保育所等での保育が必要な旨が記載されている必要があります。(この旨の記載がない場合、受理できません。)	保護者の疾病、 障害の場合	<input type="checkbox"/>	診断書(保育のできない期間を記載)又は障害者手帳の写し ※診断書には、自宅での保育が困難であり、保育所等での保育が必要な旨が記載されている必要があります。(この旨の記載がない場合、受理できません。)	同居又は長期入院している 親族の介護、看護	<input type="checkbox"/>	診断書又は障害者手帳の写し ※診断書には、自宅での保育が困難であり、保育所等での保育が必要な旨が記載されている必要があります。(この旨の記載がない場合、受理できません。)	災害復旧の場合	<input type="checkbox"/>	り災証明書等事実を証明できる書類
就労の方	<input type="checkbox"/>	就労証明書 <small>※利用希望月から起算して6か月以内のものが有効です。 (例:令和6年4月申込の場合、令和5年10月1日以降の証明日が有効)</small>																												
自営業又は内職の方	<input type="checkbox"/>	就労証明書 <small>※利用希望月から起算して6か月以内のものが有効です。 (例:令和6年4月申込の場合、令和5年10月1日以降の証明日が有効)</small>																												
<p>次のいずれかの書類を提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 保育所入所確認調書 → 在住地域の民生委員に記名及び押印の依頼をしてください。 民生委員のお問い合わせ先 ○福祉総務課 0467-70-5613(直)</p> <p><input type="checkbox"/> 営業許可書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 開業届(控)の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 確定申告書(控)等の事業収入を証明できるものの写し</p> <p><input type="checkbox"/> その他自営(内職)が確認できる書類</p>																														
求職活動中の場合	<input type="checkbox"/>	ハローワーク受付票の写し又は求職活動の状況が分かる申立書																												
就学の場合(通信教育は除く) ※大学生以上の方は必要です	<input type="checkbox"/>	どちらも提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 学生証、在学証明書又は職業訓練の受講が確認できる証明書 <input type="checkbox"/> 時間割の写しなど、就学時間がわかる書類																												
妊娠又は 出産後間もない場合	<input type="checkbox"/>	母子健康手帳の写し(表紙及び分娩予定日または出生日が確認できるページ) 又は診断書 ※診断書には、自宅での保育が困難であり、保育所等での保育が必要な旨が記載されている必要があります。(この旨の記載がない場合、受理できません。)																												
保護者の疾病、 障害の場合	<input type="checkbox"/>	診断書(保育のできない期間を記載)又は障害者手帳の写し ※診断書には、自宅での保育が困難であり、保育所等での保育が必要な旨が記載されている必要があります。(この旨の記載がない場合、受理できません。)																												
同居又は長期入院している 親族の介護、看護	<input type="checkbox"/>	診断書又は障害者手帳の写し ※診断書には、自宅での保育が困難であり、保育所等での保育が必要な旨が記載されている必要があります。(この旨の記載がない場合、受理できません。)																												
災害復旧の場合	<input type="checkbox"/>	り災証明書等事実を証明できる書類																												
<input type="checkbox"/>	5	ひとり親の場合(離婚予定を含む)	<p>次のいずれかの書類を提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書の写し ★</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)</p> <p><input type="checkbox"/> 裁判所より発行される離婚調停中であることが証明できる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 離婚協議中であることがわかる弁護士等による証明(公正証書など)</p> <p>※上記書類の提出があっても次の場合は同一生計とみなし、ひとり親家庭には該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所地が同一の場合 ・住所地は別だが、生活費の授受がある場合(裁判所の判決による養育費の支給は除く) ・内縁の夫(妻)がいる場合 																											
<input type="checkbox"/>	6	同一住所で祖父母等と二世帯住宅 (完全別居)で生活している場合	<p><input type="checkbox"/> 公共料金請求書又は領収書の写し(世帯ごと)</p> <p>※ 電気代、ガス代、水道代、全て必要</p>																											
<input type="checkbox"/>	7	一時預かり、認可外保育所等に子どもを預けている場合	<p><input type="checkbox"/> 在園証明書又は領収書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 一時預かり事業決定通知書の写し</p> <p>※ 現在就労中等(育休中、求職中は除く)の場合のみ</p>																											
<input type="checkbox"/>	8	令和5年1月2日以降に綾瀬市に転入した場合	<p><input type="checkbox"/> 保育所等入所申込書へのマイナンバー(個人番号)の記入</p> <p>※ マイナンバーを記入していただけない場合は、課税証明書が必要</p>																											
<input type="checkbox"/>	9	障害者手帳の写し ★	申込児童と同居する家族で障害者手帳が交付されている場合																											

★がついた書類は、申込書類にマイナンバーを御記入いただくことで省略することができます。

マイナンバーを御記入いただいた場合は、書類提出の際に、本人確認と世帯全員のマイナンバー確認が必要となります。